



第 1 章

計画の基本的事項



第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

飯能市では、平成15年3月に、本市の自然環境や生活環境の保全・創造にとどまらず、地球温暖化*などの地球規模の環境問題への対応も含め、持続可能な社会の構築をめざすことを目的として、「飯能市環境基本計画」を策定しました。平成17年4月には、「森林文化都市宣言」を行い、平成20年6月には、本市の環境に関する基本理念を定めた「飯能市環境基本条例」を制定しました。同年8月には、「飯能市環境基本計画」を改訂し、ごみの減量化・リサイクルの普及・啓発、エコツーリズム*の推進、森林・里山などの保全・再生、生活排水処理対策の推進、再生可能エネルギー*の利用促進など、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、良好な環境づくりに努めてきました。

こうした中、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、原子力発電所の事故の影響により、電力不足に伴うエネルギー消費のあり方の見直しや再生可能エネルギーの利用拡大へのさらなる取組、大気中に放出された放射性物質による環境汚染*への対応が求められるなど、本市を取り巻く状況は大きく変化しました。

国においては、平成24年4月に「第四次環境基本計画」が閣議決定され、目指すべき持続可能な社会を、「人の健康や生態系*に対するリスクが十分に低減され、『安全』が確保されることを前提として、『低炭素』・『循環』・『自然共生』の各分野が、各主体の参加の下で統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会」とし、重点分野として「地球温暖化に関する取組」や「生物多様性*の保全及び持続可能な利用に関する取組」などを挙げています。

また、埼玉県においては、「埼玉県環境基本計画（第4次）」や「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）」の策定、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」の制定などにより、地球温暖化対策や生物多様性保全への取組を積極的に進めています。

このような環境問題や社会情勢の変化に対応するため、「飯能市環境基本計画」の計画期間の終了に合わせ、「第2次飯能市環境基本計画」を策定するものです。

【用語解説】

地球温暖化	二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。地球温暖化が進行することにより、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加や生態系への影響等が懸念されている。
エコツーリズム	自然環境や歴史、文化、生活を体験しながら楽しく学び、それらの保全や継承にも役立てようという、新しい観光のあり方。
再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、永続的に利用することができるエネルギーのこと。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負荷が少ない。
環境汚染	人間の生産及び生活活動によって生じる大気・水・土壌などの環境の劣悪化のこと。
生態系	植物・動物などの生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機質な環境を含めたつながりのこと。これらは密接な相互作用をもっており、この中で物質やエネルギーが循環している。
生物多様性	地球上の生物とその生息・生育環境の多様さを表す概念。生物多様性には、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性の3つのレベルの多様性があるとされている。

2 計画の目的

本計画は、飯能市環境基本条例第3条に規定する基本理念の実現に向け、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものです。

飯能市環境基本条例（抜粋）

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受することができるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者がそれぞれの立場に応じた役割分担の下に、環境への負荷の少ない循環型社会*が形成されるよう協働して行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、人間が生態系*の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識し、森林に恵まれた地域性を生かして自然と文化の調和の取れた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、すべての日常生活及び事業活動が地球全体の環境と深く関わっていることを認識し、地球環境保全に資するよう行われなければならない。

【用語解説】

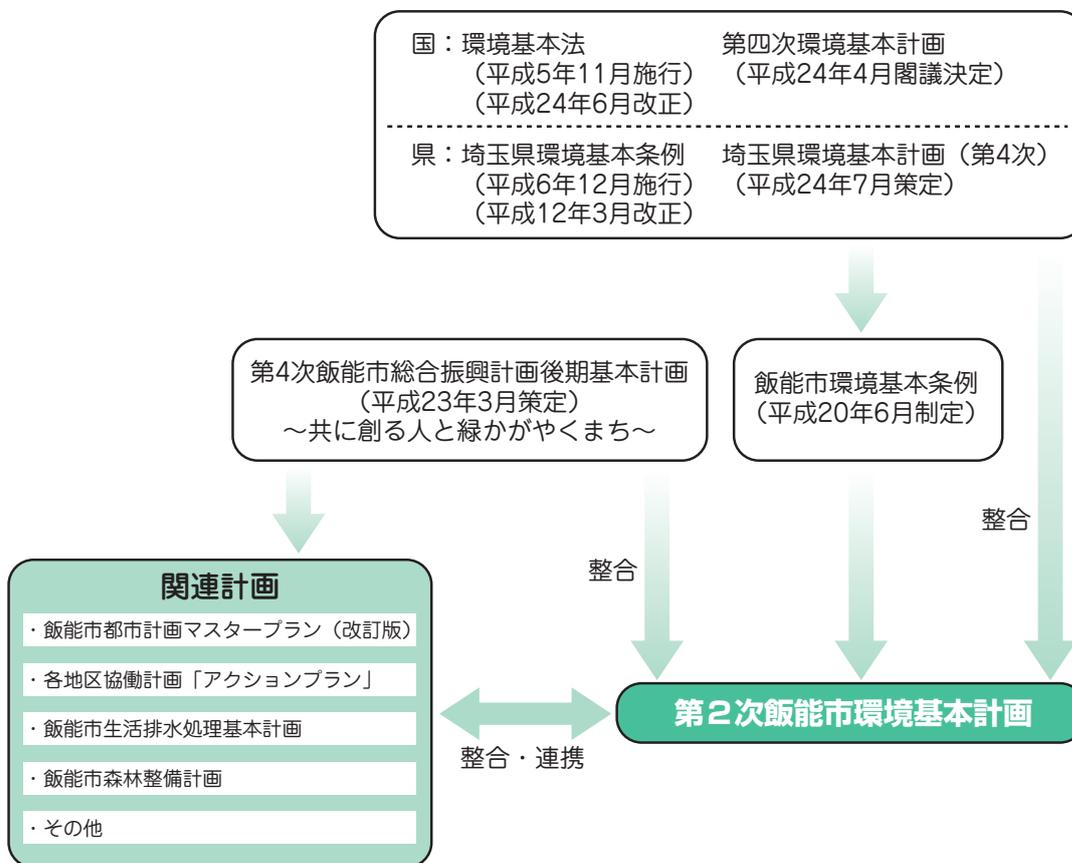
循環型社会 廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有用なものを循環資源として利用し、適正な廃棄物の処理をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り少なくする社会のこと。

3 計画の位置付け

本計画は、飯能市環境基本条例第8条に基づき策定するものであり、上位計画である第4次飯能市総合振興計画後期基本計画の分野別計画でもあります。

計画策定にあたっては、国や県が策定する関連計画や市が策定するその他の環境に関連する計画などとの整合・連携を図りつつ、市が行う個別の事業・計画における環境に関する基本的な考え方を示します。

計画の位置付け



4 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とします。

ただし、今後の社会状況の変化、新たな環境問題の発生などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

計画の期間



5 計画の対象

本計画は、飯能市全域を対象地域とし、以下の内容を対象範囲とします。

- 地球環境に関するもの
主な内容：資源・エネルギー、廃棄物、水循環*、地球温暖化*など
- 自然環境に関するもの
主な内容：森林、里山、農地、河川、動植物など
- 生活環境に関するもの
主な内容：大気、水質、騒音、振動、悪臭、有害化学物質、公園、緑地、景観、環境美化、自然災害、歩行空間、放射線など
- 環境に対する意識や取組に関するもの
主な内容：環境教育・環境学習、環境に関する情報、エコツーリズム*、各推進主体の協働に関することなど

【用語解説】

水循環 水は太陽エネルギーを受けて、地表面から蒸発して霧や雲となり、降雨となって再び地表面に達する。その後、河川となり海に流出したり、地下に潜る水などがあり、その循環経路は非常に複雑である。このような水の流れる経路や水量をまとめて捉えたもの。

6 計画の主体と役割

近年の環境問題は、私たちの日常生活や事業活動と密接に関わっています。

それらの環境問題を解決していくためには、市民・事業者・市の主体的かつ積極的な取組が不可欠となります。そのため、各主体の協働による取組を効果的に実施していくことを目的に設立された「はんのう市民環境会議」を中心に、各主体がそれぞれの立場で、また、相互に連携・協働を図りながら、役割を果たしていくことが必要です。

(1) 市民の役割

日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出などによる環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策への協力や地域における環境保全活動への積極的な参加が求められます。

(2) 事業者の役割

事業活動が環境に与える影響を認識し、事業所全体での環境負荷の低減や良好な環境の保全と創造に関する取組が必要です。また、地域を構成する一員として、市が実施する環境施策への協力や地域における環境保全活動への積極的な参加が求められます。

(3) はんのう市民環境会議の役割

環境の保全と創造に向けた市民・事業者・市の協働による取組の中心的な組織です。より良い環境を実現するために、各主体との活動協力や情報交換、意見交換等を行い、協働した取組を推進します。

(4) 環境審議会の役割

環境の保全に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて調査審議します。また、必要に応じて市長に意見を述べます。

(5) 市の役割

本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施し、率先して環境への負荷の少ない事業の実践に努めるとともに、広域的な問題や地球温暖化*などの地球規模での取組を必要とするものについては、国、県及び近隣市町と連携・協力することが必要です。また、環境に関する情報の収集や提供、環境問題全般に対する啓発を行うとともに、市民・事業者が行う環境保全活動への支援が求められます。

